

令和3年（2021年）1月13日

各指定地方公共機関の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る本県独自の緊急事態宣言の  
発令について

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染が県内の全保健所管内で拡大し、直近1週間の新規感染者数や病床使用率等の指標が国分科会が示すステージ4の基準を超えており、爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な局面です。

また、隣接県であり、県民の往来も多い福岡県が緊急事態宣言の対象区域となるなど、状況はさらに切迫してきています。

新規感染者のこれ以上の増加を防ぎ、医療への負荷を軽減するため、1月14日から2月7日まで「熊本県独自の緊急事態宣言」を発令し、別添のとおり、より対策を強化することとしました。

貴機関におかれましては、これ以上の感染拡大を防ぐために御協力いただくとともに、貴機関所属の会員等へ周知いただくようお願いいたします。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

中満、小堀

直通：096-333-2478（内線 5933、5947）